

印旛沼ルールをご存知ですか？

印旛沼ルール※は、印旛沼流域における雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置を推進するために、すべての関係者の心構えを示したルールです。ルールには、印旛沼流域の住民、建築主、建築関連業者、建築確認審査機関、行政それぞれの役割が示されています。

印旛沼流域の水循環・水環境をより良くするために、ルールを守り、雨水浸透施設と雨水貯留施設の設置にご協力をお願いします。

※「印旛沼流域における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を推進するためのルール」の略称。
印旛沼流域水循環健全化会議（印旛沼・流域の再生を目的として、学識者や市民、行政など、印旛沼の関係者で構成）において平成24年7月に策定。

住民の皆さまにご協力いただきたい取組

- 住宅やその近隣施設には、できるだけ雨水浸透マスや雨水貯留タンクを設置しましょう。
- 設置した雨水浸透マスや雨水貯留タンクは定期的に清掃を行いましょう。

なぜ雨水浸透対策が必要なのか？

印旛沼流域では、都市化が進み、地面がコンクリートやアスファルトに覆われ、雨水が地下にしみ込みにくくなっています。これにより、地下水・湧水が減り、集中した雨水が表面に流出し、道路冠水等の水害の危険性が高まっています。また、降雨時に市街地から流出する汚濁負荷は、印旛沼の水質悪化の原因のひとつとなっています。

そこで、住民、建築関連業者、行政等の関係者が連携し、洪水や汚濁負荷を低減する雨水浸透マスの設置等による雨水浸透対策を進める必要があるのです。

雨水浸透対策の効果

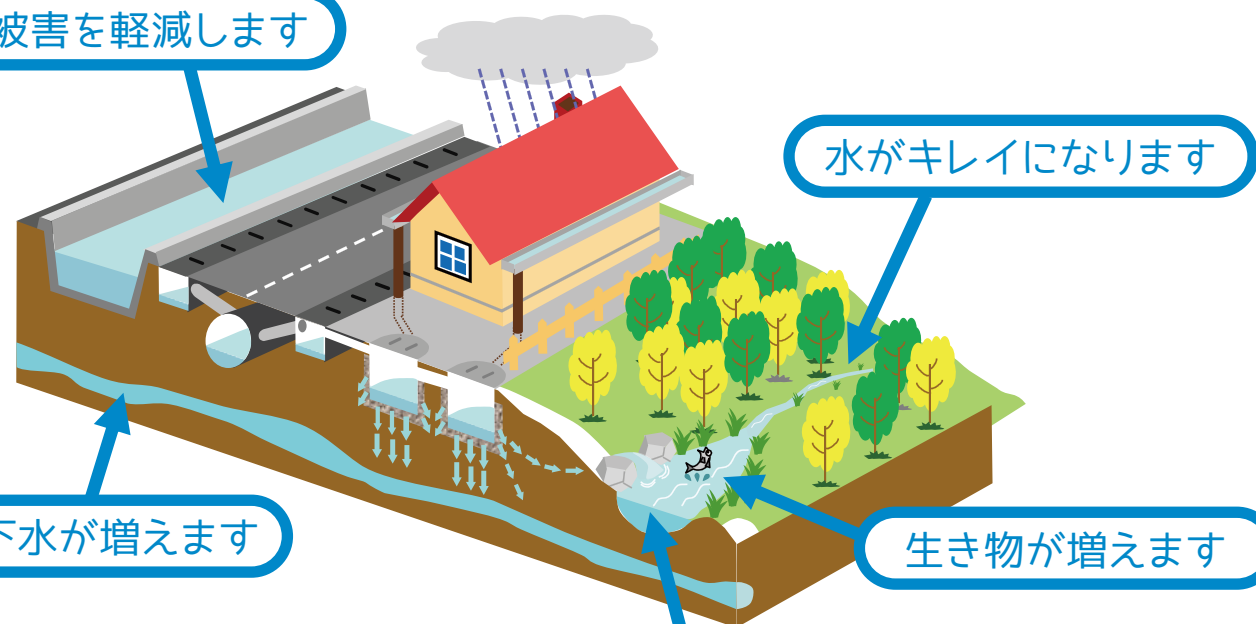
洪水被害を軽減します

水がキレイになります

地下水が増えます

生き物が増えます

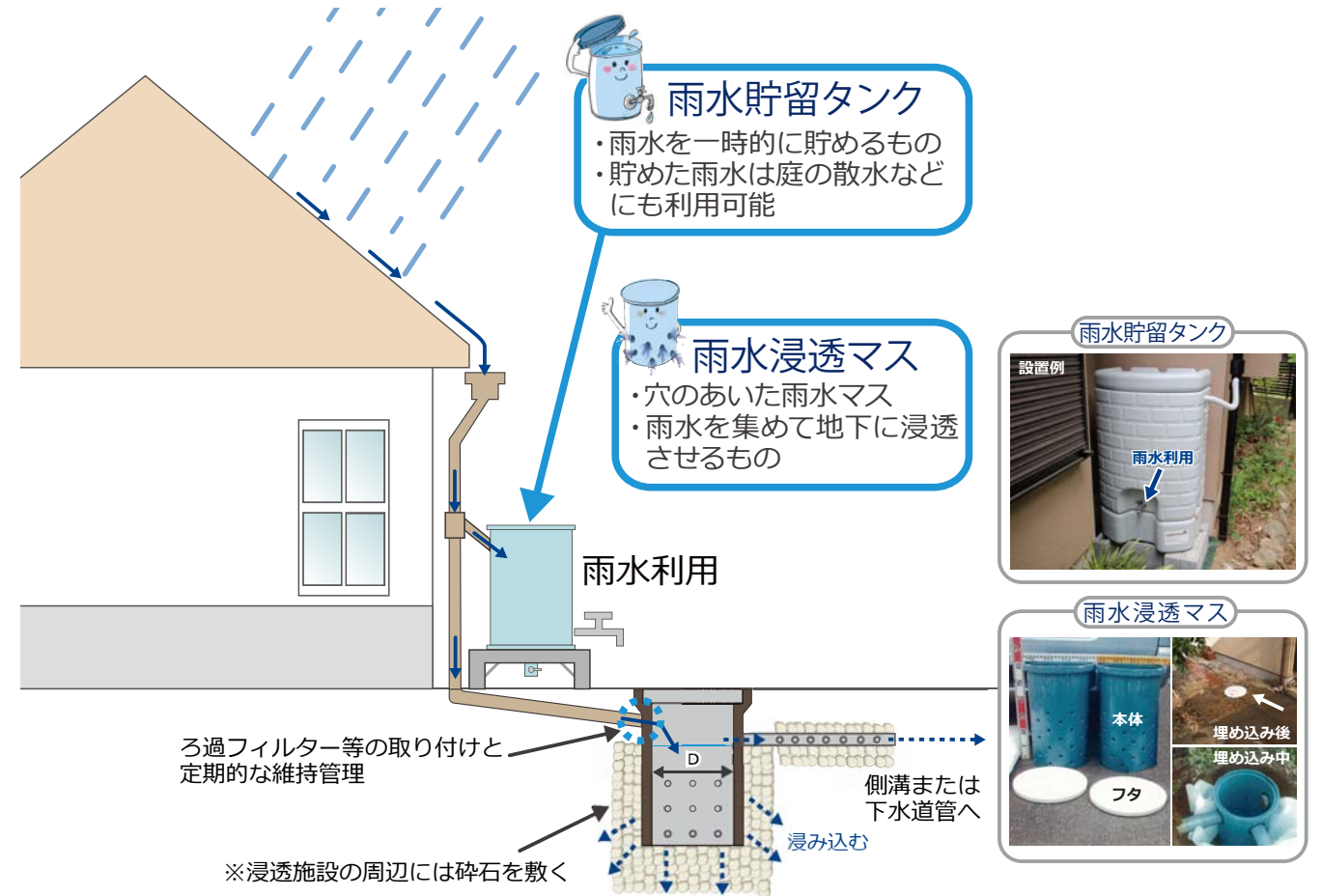
湧き水が増加・復活します



流域住民の皆さまにお願いしたい雨水浸透対策

雨水浸透マスと雨水貯留タンクの設置は、流域住民の皆さまにご協力いただきたい雨水浸透対策です。

なお、雨水貯留タンクは、貯めた雨水を再利用（庭への散水利用等）することができます。



浸透マス等設置補助制度があります！

千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、鎌ケ谷市、酒々井町では雨水浸透マスや雨水貯留タンクを設置する際の補助制度があります。詳しくは裏面をご参照ください。

※浸透施設設置禁止区域があります。

下記のような箇所には設置できません。ご注意ください。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (3) 2m以上の急傾斜面(30°以上)に隣接している宅地において、斜面から高さの2倍以内の区域
- (4) その他、各流域市町で設置を禁止している区域

HPで詳しい内容をご覧ください。
「いんばぬま情報広場」の「雨水浸透」にある「印旛沼ルール」のページにアクセスしてください。

印旛沼ルール
<http://inba-numa.com/inbarule/>

印旛沼ルール 検索



印旛沼流域における雨水浸透マス及び雨水貯留タンクの設置に関する補助制度

| 対象 | 市町 | 補助内容 | 問合せ先 |
|---------|------|---|---|
| 雨水浸透マス | 千葉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・1個当り、口径150mm: 限度額11,000円、200mm: 限度額13,000円、300mm: 限度額16,000円、350mm以上: 限度額26,000円 ※建物一棟に対し4個上限 | 千葉市建設局下水道管理部下水道営業課 住所: 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 7階 TEL: 043-245-5411 FAX: 043-245-5614 Mail: eigyo.COM@city.chiba.lg.jp |
| | 船橋市 | <ul style="list-style-type: none"> ・管経路を変更せず、既存通常ますを浸透ます(内径30cm以上)に取替える場合(限度額80,000円/基) ・浸透ます(内径30cm以上)を取り付ける上記以外の場合(限度額20,000円/基) ※補助は最小限の適正基数、最大4基まで | 船橋市建設局下水道部下水道河川管理課 住所: 船橋市湊町2-10-25 TEL: 047-436-2622 FAX: 047-436-2649 Mail: gesuikakan@city.funabashi.lg.jp |
| | 佐倉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己による設置の場合(内径25cm以上): 2000円又は購入費のいずれか低い額(4基上限) ・上記以外の場合(内径25cm以上): 口径1cm当たり700円、又は設置費のいずれか低い額(限度額: 100,000円) ・雨水浸透マスと雨水貯留タンクの両方を設置する場合: 限度額: 100,000円 | 佐倉市土木部治水課施設管理班 住所: 佐倉市海隣寺町97 TEL: 043-484-4261 FAX: 043-486-2505 Mail: chisui@city.sakura.lg.jp |
| | 鎌ヶ谷市 | 【浸透柵モニター制度】 市が敷地内に2~3ヵ所の浸透柵を設置し、降雨時の浸透柵の浸透状況などについて報告していただく浸透柵モニターを募集。 既存住宅地における雨水の地下への浸透について、市及び市民相互の協力のもと、地下水の涵養による良好な水循環の保全及び雨水の河川への流出抑制を図ることを目的とし、モニターの資格要件を満たした市民宅への設置費用を全額負担。 任期: 浸透柵設置より3年間。 | 鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課治水係 住所: 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 市庁舎4階 TEL: 047-445-1440 FAX: 047-445-1155 Mail: chisui@city.kamagaya.chiba.jp |
| 雨水貯留タンク | 千葉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留タンクを設置する場合: 100リットル以上200リットル未満: 18,000円、200リットル以上: 25,000円(1基上限) ・浄化槽を転用する場合: 1基当り75,000円 | 千葉市建設局下水道管理部下水道営業課 住所: 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 7階 TEL: 043-245-5411 FAX: 043-245-5614 Mail: eigyo.COM@city.chiba.lg.jp |
| | 船橋市 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透ます(内径30cm以上)と同時に設置する場合(既存ます改修)(限度額30,000円/1申請) ・雨水貯留タンクを取り付ける上記以外の場合(限度額10,000円/1申請) ・浄化槽を転用する場合: 設置費の2/3(限度額100,000円/1申請) | 船橋市建設局下水道部下水道河川管理課 住所: 船橋市湊町2-10-25 TEL: 047-436-2622 FAX: 047-436-2649 Mail: gesuikakan@city.funabashi.lg.jp |
| | 成田市 | <ul style="list-style-type: none"> ・貯留量100リットル以上の場合: 購入・設置費用の1/2(限度額30,000円) ・浄化槽を転用する場合: 購入・設置費用(槽内清掃費を除く)の1/2(限度額100,000円) | 成田市環境部環境計画課 住所: 成田市花崎町760番地 TEL: 0476-20-1533 FAX: 0476-22-4449 Mail: kankei@city.narita.chiba.jp |
| | 佐倉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・貯留量1リットル当り100円、又は設置費(工事費と製品購入)の1/2のいずれか低い額(限度額: 50,000円) ・自己による設置の場合: 製品購入費の1/2 ・浄化槽を転用する場合: 限度額: 100,000円 ・雨水浸透マスと雨水貯留タンクの両方を設置する場合: 限度額: 100,000円 ※補助対象は一敷地に1基まで | 佐倉市土木部治水課施設管理班 住所: 佐倉市海隣寺町97 TEL: 043-484-4261 FAX: 043-486-2505 Mail: chisui@city.sakura.lg.jp |
| | 酒々井町 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム補助制度を利用した工事に併せて、宅地内に0.5m³以上の貯留浸透槽等の雨水抑制施設を設置する場合(限度額: 20,000円) | 酒々井町まちづくり課計画整備班 住所: 印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 TEL: 043-496-1171 FAX: 043-496-5765 Mail: keikaku@town.shisui.chiba.jp |

※詳細については各市町のホームページをご参照ください。

(2019年3月末時点)